

掲示期間 4.1～4.10

新潟市告示第272号

新潟市巻体育館使用料の収納事務委託契約について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、新潟市巻体育館の使用料の収納事務を平成30年4月1日から平成31年3月31日までの期間、下記のとおり委託したので同施行令第158条第2項の規定により告示します。

平成30年4月1日

新潟市長 篠田 昭

収納事務を行う場所	収納事務受託者
新潟市西蒲区巻甲647番地	株式会社 関越サービス